

作業料金の改定について（お知らせ）

令和6年4月1日改定

令和5年12月15日

公益社団法人

宮津与謝広域シルバー人材センター

作業料金の改定について

京都府最低賃金が令和5年10月6日から改正され、968円から1,008円と過去最大の40円引き上げられたため、当センターでは下記のとおり令和6年4月1日から主要単価の改定を行いますのでお知らせします。引上げ率は、4.13%となっています。

改定前・後の単価

最低賃金と同様の引上げ率で、全ての配分金をスライドして引き上げます。

作業 区分	配分金 改定前 (円/時間)			配分金 改定後 (円/時間)			引上額 (円)
	税抜き	消費税 (10%)	計	税抜き	消費税 (10%)	計	
草取り・家事援助 屋内外清掃等	882	88	970	918	92	1,010	40
草刈り・農作業 等	1,073	107	1,180	1,118	112	1,230	50
剪定（雑木）、伐 採等	1,173	117	1,290	1,218	122	1,340	50
剪定（松）・墓掃 除、簡易な大工等	1,273	127	1,400	1,327	133	1,460	60

※作業料金は、上記の配分金に10%の事務費、及び材料費が加算となります。

※他の作業単価につきましては、別途お問い合わせください。

※自動車、機械等使用材料費の単価については据置いたします。